

るに天皇は平生國家全体と統治するの地位に立たせ玉ふが故に自ら國家全体の利害に照らして事を判断せらるゝに慣れ玉へり是を以て司法の事は固より天皇の權内に在りと雖ども自ら之と行ひ玉ふ時は國家全体の利益の爲めに一個人の利益と没し裁判の公正を失ふの虞なきにあらざり故に特に之を裁判所に委して自ら之と行ふとを避けさせらるゝなり是れ實に近世の國家進歩の最も緊要なる一点にして歐州に於ても近年に至りて初めて此の制を採用せり夫の法理に精なるを以て聞へたる羅馬に於てすら帝は何時にも親ら裁判と行ふを得たりしなり司法事務の性質の上來述ぶるが如きものあるを以て之を行ふ所の裁判所の他の權力の爲めに左右せらるゝが如きとある可らざり故に其構成は法律を以て之を定め容易に變改せらるゝを得ざらしむるなり

第五十八條 裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任す
 裁判官は刑法の宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由るの外其の職を免せらるゝことなし

懲戒の條規は法律を以て之を定む
 他の行政事務の時を變更するものあるが故に之に任する所の吏員の資格も亦之に應じて變更せざらざると雖ども獨り裁判の事に至りては法理の變更せざる以上は決して變更するものにあらざるが故に之に任する所の裁判官の資格は法律と以て之を定め缺員ある毎に合格者を擧げて之を補充するなり
 刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其職を免せらるゝとなからしむるハ裁判官をして他の權力の爲めに動かされざらしむるの擔保にして司法權の獨立と全うする所以の一法あり刑法の宣告ハ裁判官が一個人として法律を犯し或ハ職權を私用したる場合の處分にして懲戒は職務上の過失に對する處分なり
 他の官職に於ても懲戒の事あり然るに獨り裁判官の懲戒に限りて之を憲法に明言するハ司法事務の獨立を全うせんが爲めあり法律を以て其條規を定むるは職務上の所爲の過失たる否とは全く法理に依りて定まるものにして一人の意見に任せへさるゝものにあらずればなり是れ亦裁判官の獨立の爲めに必要なるものなり

第五十九條 裁判の對審判決ハ之を公開す但シ安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律ニ依リ又は裁判所の決議ヲ以テ對審の公開ヲ停むるものと得
 裁判の對審判決を公開するは正面の理由と反面の理由とあり正面の理由といハ裁判の公明正大にして其間に私曲の行とれざるを天下に公示するとは是なり又反面の理由とは殊更に秘密にするの必要なときと是なり蓋行政の他の事業に於て之を公示すれば爲めに國家全体に不利と來すとあり雖とも裁判の全ク一個人に關するものにして國家に上よりいへば原告の勝利となるも又は被告の勝利とあるも敢て關係なく隨つて之を秘密にするの必要なときあり然れとも其安寧秩序又は風俗と害するの虞あるものに至りては事國家に關するが故に其對審の公開を停むると必要とするにあり但し此場合に於ても判決は之を秘密にするの限りにあらず
 裁判と公開する場合には必らず口頭の對審と爲し判決も必らず朗讀するを要す若し原被兩造をして書面と以て陳述辨護せしめ判事も書面と以て判決と下すが

如きとあらば是れ公開の名ありて公開の實なきものなり
 第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべきものは別法
 律を以て之を定む

特別裁判所とは陸軍裁判所海軍裁判所商法裁判所工業裁判所航海裁判所の類をいふ其の構成及び管轄に關する法律は追次制定せらるゝとなるべし

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り權利或傷害せられたりとするの訴訟として別法を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものハ司法裁判所に於て受理するの限に在らず

臣民より行政官廳の違法處分に對して起す所の訴訟に二種あり第一種は官廳又は官吏が一個人の資格を以てする所に關し第二種の其の國家の權力を以てする所に關す然り而して此の第一種に屬する者の司法裁判の範圍は屬し第二種に屬する者は行政裁判の範圍に屬す蓋し司法裁判に於ては専ら權利者を保護するを目的とすと雖も行政裁判に於ては權利者を保護するのみを目的とせず別に國

家の利益と酌量するを要す是れ國家の利益は臣民共同の利益にして一個人の權利よりも遙くに重ければなり勿論行政の事業と一個人の權利と相撞着する場合に於て既に一定の法律命令中に條項の存する時の行政權に對する一個人の權利の範圍明瞭なるが故に其の侵襲に關し裁判と下すを得と雖も尙ほ其の一個人の權利を保護するのみを標準とせしめて國家の利益を酌量するを要するなり

第六章 會計

第六十二條 新し租税を課し及税率を變更せるの法律を以て之を定むべし

但し報償に屬する行政上の手数料及其他の収納金は前項の限に在らず

國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すの帝國議會の協贊を経べし

本條は此の憲法を以て新に臣民に付與せられたる權利の最も重大なるものあり法律を以て之と定むとある以上は其の帝國議會の協贊を要するの勿論なり

手数料及び収納金は其性質全く租税と異なれり租税の國家全体の事業に對する經費に充てんが爲めに課するものにして一個人が之と納むるの義務あるの其の國家の團體に屬するが爲めなり然るに手数料及び収納金は特に之を納むる所の一個人又は一會社に對して國家より爲す所あるに對する報酬の性質に出づるものなり然り而して是等の其の手續の多少又は事業に用ひたる資本の額に應じて定むるを正當とするものにして手續の多少又は資本の額は實際の局に當れる者にあらざれば之を詳かにするを得ざるが故に之と法律として帝國議會の協贊を得ると用ひる法律上其の事業を行ふべき職權を有する所の行政官廳として此の法律に基づきて發する命令の一種として定めしむるなり但し裁判事業の如きに至りては直接に裁判と仰がざる一般の人民も爲めに權利の安全に樂むを得るが故に其の費用は一部は一般の租税より支辨し一部は訴訟者より手数料を徴収して之に充つるを至當とす然り而して此の如き場合に於ては手数料の額も法律を以て之と定むると必要とするとあり是れ全費の幾分と國庫の負擔とすべきやを決せざる可らざるが爲めなり

國債は國家の會計に不足を生じたる時之を充たさんが爲めに募集する所にして其の体裁の種々ありと雖も利子の支拂を要し隨つて臣民全体に負擔を及ぼすに至りては則ち一なり故に國債と起すに必らず帝國議會の協賛を要することせり又紙幣は其の名は國債にあらざると雖も其の實は無利足の國債にして尋常の國債と均しく國家の受動的資本に重大の關係を有するものなれば假令ひ明文は無くとも此の條の範圍に屬するものたるを勿論なり又大藏省証券の如きは出納上一時使用の爲めに發行し其發行したる年度の歳入を以て仕拂を爲すものにして通例の大藏省計算の範圍のみに屬する負債なれば帝國議會の協賛を経るに要せざると雖も若し豫算に違ひ發行したる年度の収入を以て仕拂ふの順に至らざる時はその仕拂を爲し得ざり一分は轉じて國債と爲すの外なし故に此の如き場合に於ては後議會議の承諾と經ざる可らず且此の如き負債も必し輕少の利子を要し此利子は到底國庫の負擔となるが故に毎年帝國議會の協賛を経る發行の最高額を定め此の定額を超過して發行せざらんとを要す

國庫の負擔とあるべき契約とは例へば官廳の建築に關し請負人と結ぶ所の契

約又の工業を獎勵せんが爲めに會社と結ぶ所の契約の類をいふ此類の契約の中年々要する所の額を定知すべきもの之を豫算に定むると雖も其然らざるもの之と定めんと欲するも得べからず例へば鐵道會社の資本に對して年八朱の利益を保證したる場合の如き其果して補給を要するや否や又之を要するとするも果して若干の補給を要するやは豫め之を知る可らず隨つて之を豫算に定むるを得ず然れども其果して補給を要する時は國庫の負擔とあるが故に豫め帝國議會の協賛を要するあり

第六十二條 現行の租税の更なる法律を以て之を改めざる限の舊に依り之を徵集す

租税は臣民の國家に對する義務にして國家の事業の繼續する間は此義務も亦隨つて繼續す是れ本條の規定ある所以なり夫の歐州二三の國家に於て年々租税を改議するの制あるの全く歴史上より來りしものにして國家の實理より來りしものにはあらず今其沿革を尋ねるに最初佛國に於て此の制を立て政府として毎年國民集會を召集せしむるの手段となしたるを後に自耳義に傳へ遂に奧太利に輸

入するに至りたるなり

第六十四條 國家の歳出歳入の毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経へし

豫算の款項は超過し又の豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す

豫算の何たるやの近年に至るまでも大に議論の有る所にしてその目的に至りても各國大に取る所と異にせり故に我が憲法の條項に依れば其性質目的の在る所は云々なりといふとを究定すると必要なり

扱前にも述べたるが如く佛蘭西、白耳義、奧太利の三國に於ては豫算を以て政府が其年の租税を人民より徴収するの權利を得る所以のものと爲せり此制に依れば假令ひ法律を以て税率と定め置くも之を格段なる一年の豫算に載せて議會の協賛を経るゝ非ざれば政府は其年度に於て之を徴収するを得ざるなり然るに獨逸國權學者の中には此制を以て國家の實理に背き立法部をして其有するの理由なき權利を有せしむるものありと爲す者あり其理由とする所次の如し曰く豫算な

るもの元來多少確定せる歳入と有するに依り之と基本として作るものなり若し一切の歳入不定なる時の豫算なるものは立ち難し歳出に於ても亦然り且國家の事業の必らば歳出を要するが故に人民に其財産の幾分と出さしめて之に充るゝ年々の協賛を待たせしめて既に定まりたる事なりされば各國の議會に豫算協賛の權利あり随つて又不協賛の權利もありと雖ども其不協賛は決して法律上既定の歳入と及ぶと得ず若し法律上既定の歳入を廢止せんと欲せば豫算を立つるに先ちて特別に立法上の手續と尽さる可らば歳出に至りても亦然り

されば若し豫算表を作るに當りて憲法又は法律に依る所の歳出入の外は一も之を加へざることを爲すと得ず別に帝國議會の協賛を経るを要せざるべし然れども國家の事業の年々多少の變易あるを免れ且政府は法律の定むる所の外に於て命令と發し事業を起すの權利あり帝國憲法第九條故に憲法又は法律の上より定まれる外に於て歳入を要するとあるべし然り而して此方向に出づる歳出入の國家既定の權利義務に基づくものにあらざして全く政府の計畫に出づるものなれば二者全く其原則と異にせりスタイン、グナイスト等の諸學者は前者を名づけて

國家の豫算といひ後者と名づけて政府の豫算といへり
 扱既に原則は於て豫算に二種ありとすれば實地に於ても此二種を區別して一を
 國會の討議に付すると、一他の一はさだ國會に通知するのみにして別に協賛を
 要せざるとせば大に混雜を省くを得るや必せり然れども實際に於ては未だ之
 と分離するに至らざる且之と分離し難き理由あり即ち政府各省の事務の各項各目
 に付此の点までの從來の儘にして此点よりの新奇の事業ありと分別すると難く
 且之を分割せしむるの立法の得策はあふざるなり何となれば一方に於て事業を
 縮めて生ずる所の剩餘を以て翌年に至り事業の他の部分に轉用する自由あれば
 こそ政府として節儉を勉めしむるを得れども若し一方に於て縮むるの勝手なれ
 ども得る所の剩餘を他に轉用するとの或は國會の協賛せざる所とあり縮め損と
 なるやも知れざるとする時の成る可く不用の費途と省かんとするの熱心と生ぜざ
 る可ければあり
 今之と各國の實際に徴するに獨り英國は於て歳出入と二種に區別し總額の七分
 の六は之と動かざるものとして毎年國會の討議に付するとなく残る七分の一と

海軍費陸軍費等の數款に分ち款毎に討議して承諾を経ることとし別に豫算表と
 稱する一冊の帳簿と作ることなし然るに他の諸國に於ては二種の豫算と混同し
 て一とみせるが故に國會が豫算の或る部分に付政府と信用せざる時の之が爲め
 は豫算の全体と否決するの不都合と生ぜるに至れり此事はグナイストが北獨逸
 聯邦の會議に於て初めて之と指示し英國會計法の善く實理に合へると主張し
 たり是れ氏の國權學上に大功ある所あり
 扱我が帝國憲法に於ては第六十三條に「現行の租税は更に法律と以て改めざる限
 りの舊に依り之と徴収す」とあるに依り一旦法律を以て定めたる租税は帝國議會
 が豫算を協賛すると否とに論なく徴収するものあり故に歳入豫算の國家に屬す
 るものは確實あり又歳出豫算に至りても第六十六條、第六十七條及び第六十八條
 あると以て其國家に屬する分は動くとなし故に日本に於ても協賛不協賛の及ぶ
 所の歳入中第六十三條に該當せざる部分及び歳出中第六十六、第六十七、第六十八
 の三條に該當せざる部分のみに限るべし
 然らば則ち何が爲めに毎年豫算を議定するを要するやといふは少なくとも三の

必要あり左の如し

(第一)年々の収入費用を概知する事、國家の歳出入は毎年多少の變動あるを免れ、故に毎年の始めに於て過去の經驗と將來の推測とを依りてその年中に幾何の収入ありて幾何の支出ありといふとを概算し不足あらば豫め其備へを爲して成る可き丈け収入支出の相平衡せんことと計ると要す

(第二)行政事業の範圍を定むる事、行政の諸機關は各國家の爲めに十分の事業を起さんことと力む然れども國家が或る一年において使用するを得る所の金額は一定し随つて其格段なる事業の爲めに用ふるを得る所の金額も亦一定せると以て平生に此制限と越えざらんことと督制するものあるを要す若し一定の企畫あるにあらずんば諸省より起業の爲めに費用を請求せらるゝに當り主務省の其許否を決するの標準を得るに苦むべし要するに豫算の行政事業を節制して之が爲めに臣民の財力と消費するを成る可く少なくする所以のものあり

(第三)監督の本據と爲る事、既に豫算あれば行政官吏は其當に據るべき所のも

のあるが故に年度の終りたる後其果して豫定の條項に従ひしや否やを判定し若し従はざりし時は何等の必要ありて従はざりしやを糾問するを得へし蓋し豫算は各省大臣が使用するの權利ある所と其無き所との限界を立つるものあるが故に若し之を超過して使用する時は各省大臣の其理由と辨明して國會の承諾を得るの責任を生ずるなり

凡そ會計上に不足を生ずるは収入の額の豫算の款項に達せざるか又は支出の額の豫算の款項に超過するかの一に出づへし然るに本條に於ては獨り第二の場合を掲げて第一の場合を畧せり故に歳入の豫算の額を達せざるが爲めに會計上に不足を生じ第六十九條に依り豫備金を以て之に充てたる場合には帝國議會の承諾を求むるを要するや否やの一の疑問となれり勿論本條の字面よりいへば支出の超過には承諾と要すれども収入の不足には承諾を要せざるに似たり然れども會計法第八條に依れば別に除外例を擧げざるが故に収入不足の場合も亦帝國議會の承諾と求むるを要するものゝ如し

帝國議會の承諾を求むるに於て支出超過の止むを得ざりし所以若くは豫算外に支

出を爲すの必要ありし所以を辨明するを要す然り而して此辨明の責任之何人に在るやといふに一省の大臣が其省の定額中に於て甲項に不足を生じたる時乙項の剩餘を以て之に充てたる場合には其大臣一人其責に任せべし又一省の大臣が其省の定額に不足を生じたる時大藏大臣の同意を得て豫備費を以て之に充てたる場合には大藏大臣と共に其責に任せべし若し又右の場合に於て大藏大臣の同意せざる時は請求したる大臣より内閣に提出して判断を請ふの外なし此場合も於て内閣が其請求を正當とする時は大藏大臣に豫備金の支出を命ぜべし然る時の内閣全体其責を任せざる可らむ

最後に論ぜべきは承諾の一事なり勿論承諾を與ふると否とは帝國議會の自由にあるを以て必せしも之を得るを期し難し然れども苟も法律又は法律の結果たることと辨明すべき場合に於ては國務大臣は辨明の本據を此に取ると必然あり然る時は議院と大臣との意見の差は此事業を法律の結果又は法律上政府の義務に属するものと爲すや否やといふの点に歸すべし然る時の裁決を天皇に仰ぐの外なし此場合に於て國務大臣の意見正當と決する時は議院は承諾せざるを得ざる

可く若し又正當ならざると決する時は責任の大臣其職を辞せざる可らざる可し

第六十五條 豫算は前々衆議院に提出すべし

世の本條を解する者大抵以爲く納税の負擔の重きを感じると最も深きものは平民なり故に財政に關しては特に平民を保護せざる可しを随つて其議事に於ては成る可く他の影響を避くると得せしめんとす要す今夫れ貴族院として前に豫算を討議せしむる時は衆議院の不知不識其影響を被むるの虞あり是れ豫算の先議權を衆議院に歸する所以なりと然れども人民の負擔に影響を及ぼすの輕重よりいへば新税賦課税率變更國債募集等こそ豫算より重かるべきに是等諸項に關しては衆議院に先議の權なく獨り豫算即ち歳出歳入の組合せ方のみに關して衆議院に先議權を歸するもの何ぞや其理他にあらざり元來貴族院の要は一個人の利益を離れ國家全体の利益とする所を主眼として之を立法上に代表するに在り然るに政府が財政上に於て國家全体の爲めに必要とする所は第六十七條を以て之を保護するが故に豫算の討議に於て殊更に貴族院として其意見を代表せしむるの必要なきと是なり

第六十六條 皇室經費の現在に定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

本條及び以下の三條は歳出豫算の中毎年議會の協賛を経るを要せざるものを擧げたるなり即ち所謂國家豫算の歳出に屬するものなり
皇室經費の天皇の國家の元首としての費用に充てんが爲めに國庫より支出する所として宮内省の定額は此内に含蓄す若し夫れ天皇が普通所有者として所有し玉ふものは之を帝室御料と稱す是れ固より私權上に屬するものなれば國家の豫算に載するの限にあらざり現在の定額といふ此憲法制定の際しての定額といふ現在の字の用例は第七十六條の第二項にも見えたり

第六十七條 憲法上の大權に基つける既定の歳出及法律の結果に由り又ハ法律上政府の義務に屬する歳出の政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ず

憲法上の大權に基つける既定の歳出とは第一章に掲げたる天皇の大權に基つける費用にして豫算提出の前に既に定まれる經常費額を成すものといふ法律の結果に由る歳出といふ議院の費用議員の歳費手當等法律に依れる官制の費用及び俸給の類をいふ又法律上政府の義務に屬する歳出とは國債の元利償還會社營業の補助等法律の明文に載せたる支出をいふなり

扱以上の種類に屬する歳出の政府の同意を得るにあらずれば帝國議會に於て之を廢除し又ハ削減せんと欲するも得べからざり故に仮令ハ兩議院の可決を経るも政府之に同意せざれば天皇の裁可を請ふに至らざりて其案ハ全く消滅に歸すべし此一條あるに依り歳出豫算の大部分は毎年帝國議會の協賛を経るを要せざると猶ハ英國の制の如くあるに至るべし

第六十八條 特別の須要に因り政府は年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得

豫算は其一年の歳出入を規定するものなり然るに建築工事の如きに至りては其成功に數年を要するもの往々之あり此場合に於て若し最初一年の支出のみ議會

の協賛を経て其事業に取掛り翌年に至りて其支出と拒まるゝ時は其事業を中止せざるを得ざるの不都合と見るべし故に政府として年限を定め繼續費として協賛と求め年々の協賛を仰かざるを得せしむるなり

第六十九條 避くへからざる豫算の不足を補ふ爲に又豫算の外に生じたる必要の費用を充つる爲に豫備費を設くべし

會計法第七條に依れば豫備金に第一豫備金第二豫備金の二種あり第一豫備金は避く可らざる豫算の不足を補ふ者として第二豫備金の豫算外に生じたる必要の費用を充つる者又同法第八條に依れば豫備金を以て支辨したる者は年度經過後帝國議會の承諾を求むるを要することとせり

第七十條 公共の安寧を保持する爲緊急の需用ある場合於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はざるときは勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得

前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會を提出し其の承諾を求むるを要す

本條は第八條を會計の場合に應用しうるものにして其主として關する所は政府として緊急の需用ある場合に臨み第六十二條の規定を中止して新税を課し、說率を變更し國債を起し若くは豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すを得せしむるに在り蓋し尋常の場合に於ては憲法上及び法律上に一定の現程ありて妄りに動すと許さざると雖も非常の時に際して徒に之を墨守する時は却つて國家を危くするの虞あればなり然れども財政の事は臣民の所有權に重大の關係を有するが故に内外の情形に因り第四十三條の臨時會を召集する能はざる時のみに限りて右の處分を爲すを得せしむるなりされは事後之を帝國議會に提出して其承諾を求むるに當り政府の其緊急の需要ありとを辨明すると同日に帝國議會を召集する能はざりし所以を辨明せざる可らざるなり

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行す

議定せざるといふ蓋し政府より提出せる所の法律案の兩議院に於て必らず議事に付せざると得ざると第三十八條に述べざるが如し然れども其決了に至りては固より一定の日限を付すへきにあらざると明白なり然るに會計年度の終始に定限おれり其始まるの時よ至るの前に議了せざれば則ち其年の豫算の議會を經由せざるものと見做さるゝと得べき是れ各國の制あり故に此場合に止むを得ず前年度の分と施行するなり又豫算成立せざるとは仮令ひ兩議院を經由するも其修正の点第六十七條の場合に該當して政府と意見を異にし政府の之に依りて責任を負ふと肯んせざるより成立に至らざるをいふなり

第七十二條 國家の歳出歳入の決算の會計検査院之を
 検査確定し政府は其の検査報告と俱し之を帝國議會
 提出すべし
 會計検査院の組織及職權の法律を以て之を定む

決算の豫算と相待ちて帝國議會が政府の財政を監督する所以のものを爲すなり蓋し財政の性質として法律を以て確定する能はざるが故に半の命令の性質として豫算を作り必要に應じ政府の獨立權を以て變更し得べきものとせり隨つて變更の敢て咎めざるも其果して十分の必要あるに出でざるや及び其變更に屬せざる部分の如きも十分法律に遵由しざるや否やと糾さる可らき是れ決算と報告せしむる所以にして其目的とする所あり(第二算數上の正否と明にする事及び第二處分上の當否を明にするとは是なり)計算數上の正否とは加減乗除の正否及び其現金に合するや否やといひ處分上の當否といふ豫算を以て定めざる歳出歳入の款項に違はざるや否や此款項の爲めに定めたる金圓を以て之を仕拂ひたるや否や及び豫算外の仕拂を爲さざりや否やをいふ會計検査院は此の二点に付政府の決算と検査し算當上の正否は其院の職權を以て會計法及び會計規則に依りて之處分して其始末を報告し處分上の正否は之を帝國議會に報告し當該の行政官廳をして其責に任せしむべきものなり

第七章 補則

第七十三條 將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは勅令及び以て議案を帝國議會の議し付すべし」此の場合に於て兩議院の各其の総員三分の二以上出席するは非されの議事を開くことを得ず出席議員三分の二以上の多數を得るは非されは改正の議決を爲すことを得ず

本條は憲法改正に關する議案提出の權を天皇の特有に歸するものにして政府及び帝國議會は改正の必要を見れば之を上奏すると得るも自ら案を立つることを得ざるなり今本條の字句を密に分拆せば次の要件を得べし曰く改正は必十分の必要ある時に於てすべし曰く改正の案は元首の發議に限るべし曰く改正の案を決するに必立法の手續に依るべし曰く改正の議事を開き及び議決を爲すには共に三分の二以上の多數を要す曰く憲法の或る條項を改正すると得るも憲法全体を廢棄變更するを得ざるなり

第七十四條 皇室典範の改正の帝國議會の議を経るを

要 せ ず

皇室典範を以て此の憲法の條規を變更することを得ず

皇室典範は天皇の一家の私法にして國家の公法にあらざる故に其改正は帝國議會の議を経るを要せざるなり皇室典範を以て憲法の條規を變更するを得ざるは私法と以て公法を動す可からざるが爲めなり

第七十五條 憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得ず

第十七條に據れば攝政の爲すを得る所の天皇に代りて其大權を使用するに止まる是れ本條の起る所以なり世の本條を解する者或は以爲らく攝政の臣民なるが故に憲法及び皇室典範を變更すると得ざるなりと是れ大に誤れり攝政の攝政たる間は國の元首なり臣民にあらざるなり

第七十六條 法律規則命令及び何等れ名稱を用ゐたるに拘らず此の憲法に矛盾せざる現行法令を總て遵守

の効力を有す
歳出上政府の義務に係る現在の契約又の命令の總て
第六十七條の例に依る

此憲法の有効となりたる後は其條規に従て發したる法律命令にあふざれば眞の法律命令と稱するを得ず隨て遵由の効力を有せざることを勿論なり然れども現行の法令中此憲法に矛盾せざるものこれと存するも事に害なきが故よ之として依然遵由の効力と有せしむるなり蓋し憲法以前に制定せられたる法令にして憲法以後に至り依然効力を有するもの外國に其例多し英の普通法、澳の民法典の如き是なり

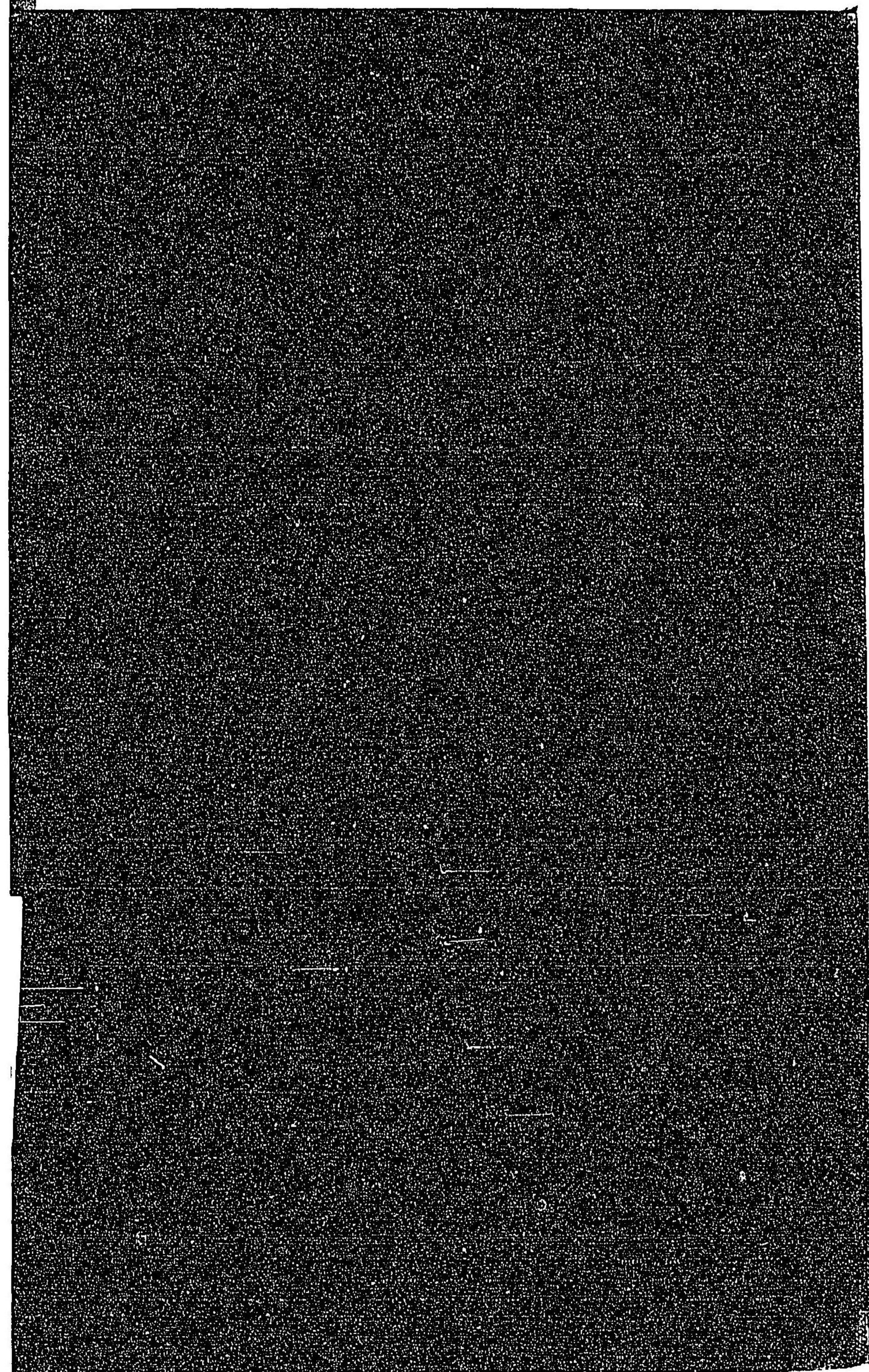
歳出上政府の義務に係る現在の契約又は命令の總て第六十七條の例に準し帝國議會に於てこれを廢除しまたの削減するには必らるる政府の同意を要するとせりされば仮令ひ兩議院に於て廢除又は削減の決議と爲すも政府にしてこれに同意せざるときは其案の天皇の裁可を乞ふに至らせして消滅に歸すべきものと勿論なり蓋しよの一項は一個人又は會社の既得權を保護せんが爲めに設けたるもの

なり

帝國憲法大尾

明治三十二年十一月合本^大記入

14
258



14

253

031655-000-3

14-253

大日本帝国憲法講義

関 直彦/述

[M22?]

BBE-0282



